

羽 市 協 第 479 号
平成 29 年 8 月 22 日

大阪社会保障推進協議会
会長 井上 賢二 様

羽曳野市長 北川 嗣雄

「2017年度自治体キャラバン行動・要望書」に対する回答について

平素は本市の市政運営に格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、2017年7月6日付けで要望のありました標記について、別紙のとおり回答いたします。

「2017年度自治体キャラバン行動・要望書」について（回答）

統一要望項目

1. 子ども施策・貧困対策について

要望項目	回答	担当課
① 就学援助制度については、実態調査を行い、実態に見合った金額にするとともに、入学準備金の前倒し支給(2月3月中)とするとともに、その他の支給についても早くすること。	羽曳野市の就学援助の支給単価は、国が示している単価を参考として設定しています。今年度、新入学用品費(入学準備金)の単価を小中学校ともに倍増しましたが、国の参考単価が実態に見合った額ということで増額したため、羽曳野市も合わせて増額した次第です。入学準備金の早期支給に関しましては、近隣市町村の動向を注視つつ、他市への転出入者の支給等の課題解決ができ次第、実施するよう努めます。就学援助申請については、5月から翌年の2月までの間、学校及び教育委員会事務局において随時受付しており、支給月は第1学期分が7月中旬、第2学期分が12月中旬、第3学期分が3月中旬となっております。学期毎に援助費の支給を振り分けることによって、被援助者の利便を十分に考慮したものとなっております。	学校教育課
② 大阪府及び各市の「子どもの生活実態調査」結果・分析に鑑み、朝食支援、休日の食事支援に自治体として本格的に取り組むこと。学校給食は義務教育の一貫として無料とし、さらに子どもの食をささえるものに値する内容とすること。	<p>【こども課】</p> <p>昨年度大阪府が実施した「子どもの生活に関する実態調査」の報告書において、「大阪府内全自治体の結果は、傾向として大阪府30市町村の調査結果を裏付けるものであった。」とされており、「所得の差が学習面での機会の差となって現れることが示されている。」「生活習慣が確立していない子どものほうが勉強や読書を『まったくしない』傾向があり、生活習慣は、困窮度が高くなると確立していない傾向が見られた。」との結果が出ています。本市では、平成28年度から、子どもの貧困対策事業として「子どもの居場所づくり事業」を実施していますが、これは、学習支援を必須としながら、その中で基本的な生活習慣づけを支援するために、調理実習的な体験も含めて食事提供もできることとしており、学習支援や相談等を行い、子どもが安心して過ごせる居場所を地域と連携しながら確保することを目的としています。</p> <p>【教育総務課・給食センター】</p> <p>学校給食においては、国の栄養摂取基準に基づき必要とされる栄養量を満たすべく献立の作成において配慮しているところです。</p> <p>給食の食材費については、学校給食法において、児童又は生徒の保護者が負担する旨規定されているため、給食費として徴収しています。</p> <p>また、給食費を無償化した場合、市単独での実施となるため、恒常的な財源の確保が必要であり、現時点では予定していません。</p> <p>なお、小学校給食については、経済的に支援が必要な世帯に対して、就学援助制度により給食費の負担軽減を図っているところです。</p>	こども課 教育総務課 給食センター

③	<p>学習支援・無料塾については教育委員会、生活困窮者自立支援担当課、ひとり親施策担当課等が横断的に取り組むこと。</p>	<p>【政策推進課】 本市では、学習支援事業として「はびきの中学生study-O」を、平成22年度より実施している。 当事業は、土日の学校外における自学自習の場を提供し、市職員およびボランティアスタッフが学習のサポートを行う事業であり、中学生の自学自習力を伸ばし、学力向上に資することを目的としている。 本市では、市長公室政策推進課が担当となり、市内在住・在学のすべての中学生が無料で参加できる場と機会を提供している。生活困窮者対策のみに特化した事業ではないが、「子どもの貧困対策」として大阪府の子育て支援交付金の対象事業となっているほか、生活保護・生活困窮者対策担当課においても、対象となる生徒がいる場合には、事業へのつなぎや声かけを行うなど、横断的な事業の運用を実施しているところである。</p> <p>【福祉総務課】 昨年度より、教育委員会とSSW、生活困窮者自立支援担当、家庭児童相談担当、CSWで連携会議をもち、ケース検討等を行っています。その中で学習支援等が必要な子どもがいれば、市で行っている学習支援事業である「study-O事業」に繋いでいくようにしています。</p> <p>【こども課】 本市では、「子どもの居場所づくり事業」による学習支援を実施しているほか、市職員や大学生サポートスタッフによる中学生自学自習サポート事業「はびきの中学生study-O」を実施しています。 また、子どもの貧困の総合的かつ効果的な推進を図るため、羽曳野市子どもの貧困対策庁内検討委員会を設置しています。</p>	<p>政策推進課 福祉総務課 こども課</p>
④	<p>ワクチン製造メーカーの事情によりここ数年、麻しん・風しん混合ワクチンや日本脳炎ワクチン、インフルエンザワクチン不足が医療機関より報告があがっている。よって、定期接種の対象者が定期接種期間中に接種できない場合、定期接種の対象とするように特別措置をとれないか検討すること。国または自治体による麻しん・風しん混合ワクチン接種などの延長がされた場合、健康被害など事故が起きた場合の補償をすること。大阪府へ接種率の目標達成へ向けた勧奨や供給体制の確保などを含めた指導を行うこと。ワクチンの安定供給に一層の尽力をいただくこと。</p>	<p>本市では、ワクチンの供給状況の調査では不足は生じていませんでした。数件の問い合わせに対しても契約医療機関の範囲内での接種ができたため、定期接種の期間内に接種できない事案はありませんでした。</p>	<p>健康増進課</p>

2. 大阪府福祉医療費助成制度について

要望項目	回答	担当課
① 大阪府に対して福祉医療費助成制度の一部負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行なわないこと求めること。	大阪府の福祉医療費助成制度の見直しは、府や市町村の厳しい財政状況の下、制度の維持・継続を図るためのものと認識していますが、今後の状況を確認しながら必要に応じて府市長会を通じて要望してまいります。	保険年金課
② 現行制度を存続し、一部負担金については全国自治体レベルの「無料制度」とすること。	府・市町村の厳しい財政状況の下、制度の維持・継続を図るため、困難なものと考えております。	保険年金課
③ 子どもの医療費助成については年齢を18歳までとすること。	子どもの医療費助成につきましては、対象の拡充を図ってまいり、平成28年4月からは入通院ともに所得制限を設けず中学校卒業までとしたところです。引き続き国の制度として創設されることを今後も要望してまいります。	保険年金課

3. 健診について

要望項目	回答	担当課
<p>特定健診・がん検診については、来年度以降、「保険者努力支援制度」交付金との関係で非常に重要となる。全国を受診率と比べ大きく立ち遅れている自治体については、これまでの取り組みについての分析・評価を行い新たな方策を進めること。</p>	<p>【保険年金課】 本市におきましては平成21年度より特定健診等未受診者対策として個別通知・家庭訪問等の事業を積極的に展開してまいりました。第3期特定健診等計画にあわせ、これまでの事業についての分析・評価を行い、今後のあり方について検討してまいります。</p> <p>【健康増進課】 大阪府が大阪府保健医療財団に委託している精度管理センターの協力の元、分析評価を実施し、受診率の向上に努めています。</p>	<p>保険年金課 健康増進課</p>

4. 介護保険、高齢者施策について

要望項目	回答	担当課
<p>① 利用者のサービス選択権を保障し、総合事業の訪問型・通所型サービスについて、継続・新規に関わらずすべての要支援認定者が「介護予防訪問介護・介護予防通所介護」相当のサービスを利用できるようにすること。また、新規・更新者とも要介護（要支援）認定を勧奨し、認定申請を抑制しないこと。</p>	<p>【地域包括支援課】 総合事業の訪問型・通所型サービスについては、ケアマネジメントに位置づけ、現行相当のサービスを利用できます。緩和型のサービスについては、利用者にも選択肢が増え、よりサービスの充実がはかれると考えています。また、要介護（支援）認定申請は、本人・家族が希望すれば申請していただけます。</p> <p>【高年介護課】 更新者につきましては、有効期限の60日前までに、対象者に更新のお知らせとともに申請書を郵送にて送付しています。</p>	<p>地域包括支援課 高年介護課</p>
<p>② 介護従事者の処遇を維持・改善し、事業者の経営を安定させるため、総合事業の訪問型・通所型サービスの単価については、従来を保障し、「出来高制」等による自治体独自の切り下げを行わないこと。</p>	<p>現行相当のサービス単価、単位数については、従来と同等に設定し、単価の切り下げを目的とするものではないと考えております。</p>	<p>地域包括支援課</p>
<p>③ 介護サービス利用者の負担を軽減するため、低所得者について無料となるよう、自治体独自の利用料減免制度をつくること。介護保険法改定によって導入された「3割負担」については、国に実施中止を働きかけるとともに、2割負担者について自治体独自の軽減措置を行うこと。</p>	<p>低所得のため自己負担額の支払いが困難となる方には、これまでも市独自に基準を設け利用者負担額の一部助成を行っているところです。今後も低所得者の負担軽減のためにも制度周知を図っていきたいと考えます。なお、低所得者の自己負担を一律に無料とすることは負担の公平性を欠くこと及び保険制度にはなじまないと考えます。</p> <p>3割負担及び2割負担については、少子高齢化という状況の中で、制度維持のため、一定以上の所得がある被保険者に負担をお願いすることもやむを得ないと考えます。</p>	<p>高年介護課</p>
<p>④ 介護保険料について、低所得者に対する公費による軽減措置の実施を国に働きかけるとともに自治体独自で第1～第3所得段階の保険料の軽減を実施すること。年収150万以下の人介護保険料を免除する独自減免制度を作ること。</p>	<p>低所得者に対する保険料については市長会等を通じて国に軽減措置の実施を要望しているところです。今後も引き続き要望をしていきます。</p> <p>市独自の保険料軽減は一定の基準を設けて、第2段階に該当する被保険者を対象に実施しているところです。保険料を収入などにより一律に免除することは負担の公平性を欠くこと及び保険制度にはなじまないと考えます。</p>	<p>高年介護課</p>
<p>⑤ いわゆる「自立支援型地域ケア会議」など、介護サービスからの「卒業」を迫り、ケアマネジメントに対する統制を目的とした仕組みを作らないこと。</p>	<p>介護保険の基本理念である自立支援の推進と、ケアマネジャーのケアマネジメント力の向上のため地域ケア会議を実施しております。</p>	<p>地域包括支援課</p>

⑥	<p>第7期介護保険事業計画の検討にあたっては、実態を無視した「介護予防・重度化防止目標」「給付抑制目標」等は盛り込まず、必要な介護サービスが受けられる計画とすること。また、介護保険料については公費投入によって引き下げをはかる計画とすること。なお、国に対し「評価指標に基づく財政的インセンティブ」（ディスインセンティブを含む）については実施しないよう求めること。</p>	<p>第7期介護保険事業計画の検討にあたりましては、調査結果やデータの分析による現状の把握に努め、将来の推計を行い、必要な介護サービス量を見込み、本市の実情に応じた介護保険事業計画を策定してまいります。</p> <p>介護保険料に関しましては、必要な介護サービスが適正に受けられるよう見込んでまいります。また、国に対し、第7期計画の初年度となる平成30年度から、市町村民税非課税世帯全体を対象とした軽減措置の完全実施に向け、必要な財源を確保するよう要望しています。財政的インセンティブに関しましては、具体的な内容が示されておりませんが、「適正なサービス利用の阻害につながらないことを前提」、「保険者の自立支援・重度化防止にむけた取組を後押しするようなもの」とされていますので、今後の動向を注視してまいります。</p>	<p>高年介護課</p>
⑦	<p>高齢者の熱中症予防の実態調査を実施すること。高齢者宅を毎日訪問し熱中症にならない対策（クーラーを動かすなど）ができるように、社会福祉協議会、事業者、NPOなどによびかけ小学校単位（地域包括ケアの単位）で見守りネットワークづくりなど、具体的施策を実行すること。介護保険の給付限度額の関係で、町の熱中症予防シェルター（開放公共施設）へ介助を得て避難する事が困難なケースへの対策を各自治体が立てること。低額な年金生活者や生活保護受給者の中では、高齢者が「経済的な理由」でクーラー設置をあきらめたり、設置していても利用を控えざる得ない状況があり、「貸付制度の利用」でなくクーラー導入費用や電気料金に対する補助制度を作ること。</p>	<p>【地域包括支援課】 市内14小学校区で活動している地域見守りネットワーク「ふれあいネット雅び」での熱中症予防の啓発や、一人暮らし高齢者の昼食会などで熱中症予防のチラシを用いて健康教育を実施しています。地域の高齢者が集う場所へ出向き熱中症予防の啓発・注意喚起を必ず行うようにしています。また、熱中症予防対策に限ってはいませんが、民生委員の独居高齢者、高齢世帯への家庭訪問や在宅介護支援センターが介護サービスにつながっていない見守りが必要な高齢者を定期的に訪問し、状況確認を行っています。その際、夏期には熱中症の注意喚起を行っています。</p> <p>【健康増進課】 地域の昼食会などで資料や団扇を配布し熱中症予防や対策の知識普及と周知徹底を図っています。</p> <p>【福祉総務課】 生活保護受給者におきましては、生活保護法に基づき適正に実施するものです。クーラーの導入費用や電気料金に対する市独自の補助に関しましては現在のところ考えておりません。</p>	<p>地域包括支援課 健康増進課 福祉総務課</p>

5. 障害者施策について

要望項目	回答	担当課
<p>① 40歳以上の特定疾患・65歳以上障害者について、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係について」（平成19年3月28日障企発第0328002号・障障発第0328002号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）ならびに事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について」（平成27年2月18日）を踏まえ、一律に介護保険利用の優先を利用者に求めるのではなく、本人の意向を尊重した柔軟な対応を行うこと。そのために、当該障害者が65歳に到達する前に、本人から65歳到達後の福祉サービス等の利用意向を高齢・障害それぞれの担当職員が聞き取り、本人の願いに沿った支援が提供されるよう、ケアプラン作成事業所と十分に調整を行うこと。</p>	<p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第7条は「自立支援給付は、・・・政令で定める給付以外の給付であって国又は地方公共団体の負担において自立支援給付に相当するものが行われたときはその限度において、行わない。」と規定し、法施行令第2条において法第7条の政令で定める給付として介護保険法の規定による介護給付（高額医療合算介護サービス費の支給を除く。）、予防給付（高額医療合算介護サービス費の支給を除く。）及び市町村特別給付などを列挙し、政令で定める限度として介護保険給付であれば「受けることができる給付」とされているところです。</p> <p>したがって、同種のサービスであれば障害福祉サービスより介護保険サービスが優先され、給付される仕組みとなっております。しかし、同種のサービスと考えられる障害福祉サービスの「居宅介護」と介護保険サービスの「訪問介護」であったとしても、居宅介護は利用者の障害特性等を踏まえたサービスの位置づけを持ち、訪問介護は利用者の高齢化に着目した位置づけがされ、いくつかの点において、その取り扱いに違いがあります。</p> <p>本市においては、ご指摘の厚生労働省通知をふまえ、介護保険の利用限度額を超えない場合であっても、利用者の障害特性やその状態、家庭環境や障害固有のニーズに配慮し、介護支援専門員との連携をはかったうえで、障害福祉サービスの支給決定を行っているところであります。</p>	<p>福祉支援課</p>
<p>② 前述の調整にもかかわらず、本人が納得せずに介護保険の利用申請手続きを行わない場合においても、一方的機械的に障害福祉サービスを打ち切ることなく、引き続き本人の納得を得られるケアプランの作成に努めること。</p>	<p>ご指摘いただいた事例は現在ございませんが、利用者等への十分な説明を行ったうえで、適切な障害福祉サービスの提供に努力してまいります。</p>	<p>福祉支援課</p>
<p>③ 障害者の福祉サービスと介護サービス利用は原則無料とし、少なくとも市町村民税非課税世帯の利用負担はなくすこと。</p>	<p>【福祉支援課】 障害福祉サービスに係る利用者負担は法により原則1割とされておりますので、一律に無料とする取り扱いはできません。 なお、障害福祉サービスの利用者負担については、18歳以上の障害者については本人及び配偶者の課税状況のみをしん酌し、18歳未満の障害児については保護者の課税状況をしん酌しており、生活保護世帯や非課税世帯の障害者（児）については年齢に関わらず利用者負担が生じないこととなっております。来年度から詳細は未定ですが、「65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用してきた低所得の高齢障害者が引き続き障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用した場合、介護保険の自己負担額を高額障害福祉サービス等給付費で対応する」新たな制度が始まる予定となっております。</p> <p>【高年介護課】 介護サービス利用料は被保険者の自己負担（1割または2割）と残りを保険給付でまかなうよう制度設計されています。</p>	<p>福祉支援課 高年介護課</p>

④	障害福祉サービスを継続して受けてきた方が、要介護認定で要支援1、2となった場合の総合事業における実施にあっては、障害者に理解のある有資格者が派遣されるようにすること。	総合事業の訪問型サービスでは、ケアマネジメントに位置づけ、現行相当のサービスを利用していただくことができます。	地域包括支援課
⑤	2017年4月診療分より見直される重度障害者医療費助成制度において、一部負担金の引き上げ等、利用者負担の強化を拙速に行わないこと。	重度障害者医療費助成制度は、大阪府福祉医療費助成制度のひとつであり、平成30年4月に再構築が実施されることとなっており、本市におきましても準拠する方向でございますが、今後の状況を確認しながら、必要に応じて府市長会を通じ要望してまいります。	保険年金課

6. 生活保護に関して

要望項目	回答	担当課
<p>① ケースワーカーについては「福祉専門職」採用の正規職員で、最低でも国の基準どおりで配置し法令違反をしないこと。ケースワーカーの研修を重視すること。各地の受付面接員による若い女性やシングルマザーに対する暴言による被害が大阪社保協に報告されている。窓口で申請者に対して申請権侵害など人権無視の対応は行わないこと。窓口で明確に申請の意思を表明した場合は必ず申請を受理すること。</p>	<p>生活保護の実施体制については、適正な運営を図るため、社会福祉法に定められた「標準数」のケースワーカーを確保できるよう努めてまいります。ケースワーカーの研修の重要性も認識しており、可能な限り各種研修会への参加を進めて参ります。窓口対応については、いろいろなケースが想定されますが、申請の意思の確認も含め、法令遵守の丁寧な対応に努めています。</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>② 自治体で作成している生活保護の「しおり」は生活保護利用者の権利性を明記し制度をわかりやすく説明したものにすること。「しおり」と申請書はカウンターなどに常時配架すること。(懇談当日に「しおり」「手引き」など作成しているものの全てと申請用紙を参加者全員にご配布ください)。</p>	<p>平成26年の生活保護法の改正を受けて、「生活保護のしおり平成26年度版」を作成しております。生活保護の申請の意思を示した方にお渡しし、生活保護制度をわかりやすく説明し、適切な対応に努めています。</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>③ 申請時に違法な助言・指導はしないこと。2013年11月13日に確定した岸和田市生活保護訴訟をふまえ、要保護者の実態を無視した一方的な就労指導の強要はしないこと。就労支援の一環として各自治体が仕事の場を確保すること。</p>	<p>申請時に違法な助言指導を行う事はありません。他の法律や他の施策（制度）の活用など、適切な助言を行っています。また、就労指導については、稼働能力があると判断された方を中心に担当員が就労支援員と連携し適正に実施しています。就労の場の確保につながるよう、ハローワークと連携した「生活保護受給者等自立促進事業」を積極的に活用しています。</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>④ 国民健康保険証なみの医療証を国でつくるよう要望すること。当面、休日、夜間等の福祉事務所の閉庁時や急病時に利用できる医療証を発行すること。また、生活保護受給者の健診受診をすすめるため、健診受診券の発行など周知徹底させること。以上のことを実施し、生活保護利用者の医療を受ける権利を保障すること。</p>	<p>当事務所では、休日、急病時には、医療機関で生活保護受給中であることを告げて受診し、後日、医療券を取りに来てもらうことで対応しています。また、健診につきましては、国民健康保険での特定健診にかわる健康サポート健診を健康増進課で実施し、すすめています。</p>	<p>福祉総務課</p>
<p>⑤ 警察官OBの配置はやめること。尾行・張り込みや市民相互監視をさせる「適正化」ホットライン等を実施しないこと。</p>	<p>警察官OB職員については、福祉事務所への行政対象暴力等の抑止力及び、面接相談時等における適正な対応支援等を目的に配置しています。尾行・張り込み等を行うものではなく、福祉事務所の体制整備の一環として行っています。「適正化」ホットラインについては、現在実施していません。</p>	<p>福祉総務課</p>

⑥	生活保護基準は、2013年7月以前の基準に戻し、住宅扶助基準と冬季加算も元に戻すこと。住宅扶助については、家賃・敷金の実勢価格で支給し、平成27年4月14日の厚生労働省通知に基づき経過措置を認め、特別基準の設定を積極的に行うこと。	生活保護基準は、国において、生活扶助基準額と一般低所得世帯の消費の実態を世帯員の年齢や世帯人数、居住地で比較検証した結果、適正化が行われたものであり、国の基準に基づき実施しています。住宅扶助については大阪府の基準を基に、厚生労働省通知に基づき、世帯の状況に対応し、経過措置等適正に実施しています。	福祉総務課
⑦	資産申告書の提出は強要しないこと。生活保護利用者に対し、厚生労働省の資産申告書に関する「通知」の趣旨を十分に説明すること。また、生活保護費のやり繰りによって生じた預貯金等については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しない場合は保有を認め、その保有は、生活保護利用者の生活基盤の回復に向け、柔軟に対応すること。	資産申告書の徴取、及びその取り扱いについては、厚生労働省通知に基づき行うものであり、資産の使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合については、保有を容認するものであり、世帯の状況に応じて対応してまいります。	福祉総務課

7. 独自要望について

I 子育て部門

要望項目	回答	担当課
<p>① 中学校全員給食（自家製の給食）にしてください。また、給食費無償化をしてください。</p>	<p>本市においては、従来から家族の絆を深めるものとして、家庭弁当を推奨してきた経緯があり、全ての中学校で家庭弁当が定着しております。</p> <p>また、中学生は個々の食事量や嗜好等の多様化することを考慮し、家庭弁当と学校給食が持つそれぞれのよさを活かした選択方式としております。</p> <p>上記の経緯や調理室や配膳室のスペース等の問題もあることから、現行方式が当市の条件に適合しているものと判断しております。</p> <p>給食の食材費は、学校給食法において、生徒の保護者が負担する旨規定されているため、給食費として徴収しています。</p> <p>また、給食費を無償化した場合、市単独での実施となるため、恒常的な財源の確保が必要であり、現時点では予定していません。</p>	<p>教育総務課</p>

<p>② 西浦市民プールをなくさないで補修して存続させてください。また、西の方にも学校と一緒に新しいプールを作ってください。</p>	<p>西浦の市民プールは昭和55年7月10日より開場し、37年間使用しており、老朽化がかなり進んでおります。平成28年度には市民プール営業期間中に施設内の水道管が破裂する事案が発生し、市内業者において緊急の修繕を行いました。水道管がかなり老朽化しており今後施設内の水道管に水圧がかかれば、また破裂する恐れがあるとの判断を頂いております。また、ろ過機につきましても開場当時から使用しており、ろ過機本体内側が腐食し穴が開いております。なんとか補修しておりますが、管理業者からは今後このまま使用すると修繕が出来ない状況にあると聞いております。修繕が出来なくなると水道費が増大いたします。またろ過機の入れ替えにはろ過機の入っている倉庫を解体するしかありません。プールサイドにつきましてもコンクリートのひび割れが多くなってきており、一部波打っている場所もあり多くの水溜りが出来てしまいます。また、事務所棟につきましても経年劣化により大幅な修繕箇所が多くあり、施設全面を修繕する必要があることから修繕には多額の費用と日数が必要となります。今後、西浦にあります市民プールにつきましては公共施設等総合管理計画アクションプランの中の個別計画の中で検討してまいります。</p> <p>羽曳野市の西側地域にも学校とは別に専用の市民プールの建設をとのことですが、プールの建設には駐車場も含め約10,000平方メートルの用地が必要で、また、周辺道路や歩道等の確保も必要になり、現在羽曳野市が保有している土地についてはそのような用地はありません。しかし、市民プールは多くの来場者があることから必要と認識しております。また、植生小学校のプールについても老朽化が進んでおり、多方面より対策が求められております。今回建設をいたします(仮称)中央スポーツ公園プール整備事業ですが、義務教育学校の児童、生徒も使用できるスポーツ、遊び、学びの特色あるプールを市民プールとして建設し、7月末までは義務教育学校が使用し、8月の1ヶ月を市民プールとして活用いたします。</p> <p>また、羽曳野市では学校開放事業の中でプール開放も行っております。プール開放には団体として登録いただく必要があり、また、開放期間や監視員等の制約もありますので、詳しくはスポーツ振興課までご連絡ください。</p>	<p>スポーツ振興課</p>
--	---	----------------

③	小・中学校のエアコンの設置を急いでください。また、幼稚園にもエアコンを設置してください。	<p>【教育総務課】 市立中学校6校及び羽曳野中学校と同一校舎内にある埴生小学校のエアコン設置は、本年2学期からの使用開始を目指しており、現在工事中です。また、市立小学校については、平成30年度・31年度の2カ年計画で13校のエアコン設置を予定しています。 エアコン設置工事は、財政的要因、安全な工事監理体制の確保、エアコン設置工事以外に計画する改修工事の実施などの事情を考慮しますと、1年間で設置工事が行える学校数は、6校から7校になると判断しておりますのでご理解ください。</p> <p>【こども課】 公立幼稚園の遊戯室にはエアコンを設置しております。 また、高鷲幼稚園を建て替え、新たに平成30年度から認定こども園として開園する「こども未来館たかわし」につきましては、全館冷暖房完備となっております。</p>	<p>教育総務課</p> <p>こども課</p>
---	--	---	--------------------------

II 介護保険

	要望項目	回答	担当課
①	介護保険において要支援の方（新規の方も含め）にボランティアや地域任せ（新総合事業）でなく今まで通りに介護保険を使えるようにしてください。窓口で、介護認定を希望された方すべてに認定申請書を渡してください。	<p>【地域包括支援課】 要介護（支援）認定申請は、本人・家族の希望をもとに申請していただけます。</p> <p>【高年介護課】 窓口で、介護認定を希望された新規の方については、その方の状態等を聞き取りし、総合事業に該当されそうな場合、総合事業の案内も含めてご説明させていただき、ご理解いただいた上で、それでも介護認定を希望される場合、認定申請書をお渡しさせていただいています。</p>	<p>地域包括支援課</p> <p>高年介護課</p>
②	介護保険料の引き下げ、および、利用料の2割3割負担をやめてください。	<p>保険料は3年間の保険給付に要する費用等を適正に見込み算定を行っています。 2割、3割負担については、少子高齢化という状況の中で一定以上の所得がある被保険者に負担をお願いすることもやむを得ないと考えます。制度維持のため必要な措置であると考えますので、被保険者の方にはご理解をいただけるよう説明をしていきたいと考えます。</p>	<p>高年介護課</p>

③	羽曳野市の現行の介護保険料は、基準の5段階と最高の14段階で、それぞれの段階の所得金額を中間点で比較すると1.25倍以上になっているのに、保険料はわずか2.2倍です。また、本人収入が0であっても、保険料は最低の1段階でも33,264円を支払わなければなりません。さらに高額所得者については同一世帯者の所得は保険料に反映されませんが、低所得者は同一世帯者の所得によって保険料が加算されます。このあからさまな高額所得者の優遇制度、究極の低所得者いじめの制度の見直しを求めます。	羽曳野市では被保険者の負担能力に応じた保険料とするため保険料設定を第5期計画において9段階から11段階へ、第6期計画で14段階へ細分化を図ったところです。平成30年度以降については、今年度に策定する第7期計画において議論のうえ決定していくところです。	高年介護課
④	本人が収入0の場合、災害や入院など特別な事情がない限り保険料減免が受けられません。低所得者に対する減免規定を新設してください。	本人の収入が0の場合も保険料は負担の公平性の観点からご負担いただくことになり、収入がない事由のみで保険料を減免するものではないと考えています。しかし、保険料を支払うことによって生活ができない場合等には状況をお伺いし生活保護担当課とも連携のうえ相談を実施します。	高年介護課

Ⅲ 国民健康保険

	要望項目	回答	担当課
①	キャラバン当日までに、大阪府の統一保険料率による第2回目の試算が発表されていれば、その結果と羽曳野市としての考察を発表してください。		保険年金課
②	大阪府国保統一方針は、国の法律には定められていない内容を含んでいます。また、国保加入者、市民に広報されておらず意見聴取も行っていません。さらに来年4月からの施行にもかかわらず、問題点が山積みです。これらの状況を鑑みて、羽曳野市は大阪府に対して統一方針の中止を要望してください。	平成30年度の制度改革において国保の都道府県広域化が行われますが、大阪府における統一基準の設定については、広域化のひとつの考え方であり、内容の精査・検討を早急に進めていく必要があると認識しています。	保険年金課
③	大阪府国保に移行しても、保険料率、減免基準、一般会計から国保会計への繰入れ、保険料徴収方針等は引き続き羽曳野市が決定権を持っています。羽曳野市は独自に低所得者や多子世帯に十分配慮した条例を定めてください。	大阪府における国保広域化においては、統一的な基準を設けることで検討されており、低所得者や多子世帯に対する対策についても、財政責任を担う府も含め府内全体として対応するものと考えます。	保険年金課

④	<p>国保保険料の引き下げをして下さい。また、医療機関での窓口負担の軽減ができることを多くの人に知らせるようにして下さい。窓口負担の2・3割負担をやめてください。安心して出産できる医療機関を増やして下さい。</p>	<p>【保険年金課】 国保保険料につきましては、医療費など必要な歳出見込みから、国や府からの補助金などの歳入見込みを差し引き算定し、毎年国保運営協議会の審議を経て決定しています。自己負担の減免につきましては、パンフレットで案内しているほか、窓口相談で対応しています。負担割合につきましては、国制度どおりで運用しています。</p> <p>【健康増進課】 大阪府地域医療構想の策定に対して、周産期医療及び小児医療についての医療施設・医師数が少なく需要が満たされているとは考えにくい状況を伝え、医療体制強化や医師確保を要望しています。また、出産病院との連携を強化し、安心して出産できるよう支援しています。</p>	<p>保険年金課 健康増進課</p>
---	---	---	------------------------

IV 健診

	要望項目	回答	担当課
①	<p>ガン検診を充実して下さい。特に大腸ガン検診が受けたいとき、希望する医療機関で受けられるようにして下さい。</p>	<p>市内各所での出張検診・休日検診の実施・保育付検診など市民が受診しやすい環境に努めています。特定の年齢に対して、羽曳野市内医療機関で受診できるクーポンを配布しています。</p>	<p>健康増進課</p>
②	<p>特定健診・市民健診の窓口負担を無料にして下さい。</p>	<p>本市におきましては、保険者に関わらず40歳以上の特定健診を個別契約医療機関で受診する方に羽曳野市民健診として14項目の追加健診を実施しており、追加健診の窓口負担は無料となっています。国保特定健診に関しましては本年度まで自己負担は1000円となっておりますが、国保広域化にあたり、他自治体の状況を見ながら適切に検討してまいります。</p>	<p>保険年金課</p>

V 後期高齢者医療の窓口での2・3割負担はやめてください。

	要望項目	回答	担当課
	<p>後期高齢者医療の窓口での2・3割負担はやめてください。</p>	<p>負担割合につきましては、国制度どおりで運用しています。</p>	<p>保険年金課</p>

VI 施設等に関して

要望項目	回答	担当課
① 雨の日でも子どもがのびのびと遊べる施設をつくって下さい。	本市では、子育て支援センター3カ所、つどいの広場3カ所、児童館1カ所の計7カ所で地域子育て支援拠点事業を実施しています。 また、子ども・子育て支援法に基づく「はびきのこども夢プラン」の中に、「放課後活動などへの支援」施策の方向として「地域における子どもの遊び場の確保と通学路の安全確保」などが位置づけられており、市民や関係団体などで構成される羽曳野市こども夢プラン推進委員会で施策の評価や課題整理などが行われています。	こども課
② 老朽化した給食センターを建て替え、中学給食にも対応でき、効率よく給食をつくれる施設にして下さい。	現給食センターの老朽化については、早期に対応が必要であると認識しております。市公共施設等総合管理計画の方針を踏まえ、現在進めています学校園の非構造部材耐震化工事やエアコン設置工事完了後の重要課題として、土地の確保や今後の給食の提供のあり方をも含めて総合的に検討を進めてまいります。	給食センター
③ 空き家の利用なども考えて、高齢者が気軽に無料で利用できる施設を作して下さい。	羽曳野市内には羽曳野市立老人福祉センター（1カ所）及び羽曳野市立老人いこいの家（4カ所）があり、すべて無料で利用が可能となっております。また、市の循環バスの停留所も近くに設置されており、自宅との往復においても利用しやすい状況となっていると理解しております。 要望の趣旨は、自宅からもっと身近な場所に気安く利用できる施設整備をとのこことと存じますが、現在のところ市立の新たな施設整備の計画はありません。また、地域には町会・自治会の会館もあり、当該設備の建設等に当たっては市の補助を行っており、これら施設の有効活用を行っていただきたいと存じます。 「空き家の利用等」とのご提案は、空き家や空き店舗対策が、安全・安心のまちづくりや景観保全、地域経済の振興といった観点からも重要な課題であると認識しておりますので、貴重なご意見として受け止めております。	福祉支援課
④ 循環バスの本数を増やし市民が気軽に外出できるようにして下さい。また、高齢者にバス代等交通費の補助をしてください。	【管財用地課】 羽曳野市公共施設循環福祉バスは、平成29年7月現在バス停数85ヶ所、バス台数7台・8ルートで市内全域をカバーし、無料で運行しております。利用者数につきましては平成27年度は約132,000人、平成28年度は約136,000人と多くの方にご利用いただいております。また、バスの本数に関しては一日合計34便で運行しており、満員時やバスに乗れない方がいる場合、臨時で追加のバスを運行し適宜対応しております。また、7月から新たに車内アナウンス用にマイクを導入し利用者の方に次のバス停名などを伝え、より利用しやすくしています。今後も事業全体の検討を行い、より安全且つ利用しやすい公共交通をめざしてまいります。 【地域包括支援課】 寝たきり等で一般の交通機関の利用が困難な方（主に要介護4、5）については「在宅高齢者移送サービス」として福祉タクシーの利用助成をしています。	管財用地課 地域包括支援課

⑤	高齢者が住み慣れた街で暮らせる為の施策を増設して下さい。	高齢者には要介護者台帳の登録を積極的に勧めていきます。また、ふれあいネットワーク雅びでの見守りや緊急通報システムによる緊急時の対応、徘徊SOSネットワークの推進、医療と介護の連携、介護予防をすすめていきます。	地域包括支援課
⑥	街角デイハウスへの補助金を増やし高齢者の健康生活への援助をして下さい。	大阪府の単独補助制度として創設された街かどデイハウス事業ですが、府補助事業の見直し等に伴い開始当初よりは減額となっております。しかし、本市では街かどデイハウス補助事業を継続するべく、平成22年度からは地域支援事業費を活用するなど事業継続に対する努力をしております。現在の本市を取巻く状況等を鑑みれば、補助金の増額は難しいと考えます。今後は、介護予防の観点から、介護予防・日常生活支援総合事業の枠組みでの支援を研究する必要があると考えます。	地域包括支援課
⑦	道路の凸凹を直し、高齢者や幼児、自転車が安心して通れるようにして下さい。	安全で快適な道路環境維持のため、日常的な安全点検を行い、問題のある箇所については素早い維持修繕を実施するよう努めております。今般の厳しい財政事情の折、効率的かつ効果的な道路の維持管理を行うため、修繕管理計画を策定しており、安心して通行できる道づくりを行うよう努めてまいります。	道路公園課